5　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者
⑵　旧高等学校令（大正７年勅令第389号）による高等学校高等科、旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学予科又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業し、又は修了した者
⑶　司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者
⑷　国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び行政執行法人、特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して３年以上になる者
⑸　行政書士となる資格を有する者
⑹　社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して３年以上になる者
⑺　労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事した期間が通算して３年以上になる者又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含む。）（労働組合を除く。⑻において「法人等」という。）の役員として労務を担当した期間が通算して３年以上になる者
⑻　労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する事務のうち、特別な判断を要しない単純な事務以外の事務に従事した期間が通算して３年以上になる者
⑼　厚生労働大臣が前記⑴から⑻までに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
6　受験手続
⑴　受験申込書、受験案内等（以下「受験申込書等」という。）の交付
ア　交付場所　全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103―8347　東京都中央区日本橋本石町３―２―12　社会保険労務士会館５階　電話03―6225―4880）（以下「試験センター」という。）及び各都道府県社会保険労務士会
イ　交付期間及び交付時間　平成28年４月８日（金）から５月31日（火）まで（試験センターにおいては、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前９時30分から午後５時30分まで。各都道府県社会保険労務士会においては、営業日・時間が各会ごとに異なるため、あらかじめ営業時間等を確認の上来所すること。（全国社会保険労務士会連合会ホームページ
http://www.shakaihokenroumushi.jp））
ただし、郵便で受験申込書等を請求する場合は、試験センターに請求することとし、封筒の表面に「受験案内　請求」と朱書の上、返信用封筒（角形２号）を同封して１人１部ずつ請求すること。
なお、返信用封筒には、郵便番号・住所・氏名を明記し、140円（速達の場合は420円）分の切手を貼ること。
⑵　受験申込み　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、次に掲げる書類等を添えて、受験申込先に提出すること。
ア　受験資格を有することを明らかにすることができる書類
イ　写真
ウ　下記⑶の受験手数料の納付を証明する書類
なお、試験科目の一部について試験の免除を受けようとするときは、併せて社会保険労務士試験の試験科目の免除申請書に所要事項を記入し、提出すること。
また、この申請書には、社会保険労務士法別表第２の下欄に掲げる者に該当することを明らかにすることができる書面を添えなければならない（既に免除の決定を受けた試験科目のみの申請の場合を除く。）。
⑶　受験手数料　受験手数料は、試験センターが指定する方法により9,000円を払い込むことにより納付すること。
⑷　受験申込先　試験センター
⑸　申込受付期間及び申込受付時間　平成28年４月11日（月）から５月31日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時30分から午後５時30分まで。）
なお、郵送による申込みは簡易書留郵便により送付すること。この場合、平成28年５月31日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。
⑹　受験地変更の取扱い　受験申込書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、平成28年７月１日（金）午後５時30分までに試験センターへ文書で申請すること。
7　受験票の送付　受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。
8　合格者の発表　合格者の受験番号は、平成28年11月11日（金）の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。
9　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。
⑵　試験の詳細については、受験申込書と同時に交付する受験案内に記載する。

公　告

諸　事　項

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第１項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

徳島地方検察庁検察官
平成27年検第101076～101081号貸金業法違反、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反被告事件（平成27年領第379号）　1. キャッシュカード１枚「受還付人森裕介」。2. キャッシュカード２枚「受還付人森田亮佑」。3. キャッシュカード１枚「受還付人太内田綾」。4. 普通預金通帳１通「受還付人株式会社豊建装代表取締役惟村豊」。5. 普通預金兼総合口座通帳１通「受還付人芳賀美晴」

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官
平成27年検第4299～4302号常習賭博被告事件（平成28年領第30号）　1. 現金1,229,627円

東京地方検察庁立川支部検察官
平成27年検第364～366号商標法違反被疑事件（平成27年庁外領第272号）　1. 腕時計822個。2. 包装箱119個。3. 出荷明細書等１箱。4. 保証カード32枚。5. 腕時計３箱。6. 腕時計８本。7. ノート１冊。8. 発送伝票１束。9. 出荷明細書等５冊。10. タイムカード等１束。11. 名刺２枚。12. タイムカード３枚。13. 包装箱３箱。14. 財布155個。15. トートバッグ135個。16. ショルダーバッグ11個。17. ハンドバッグ11個。18. セカンドバッグ６個。19. ボストンバッグ４個。20. ミニトートバッグ９個。21. ビーチサンダル86足。22. サンダル１足。23. キーケース２個。24. ポーチ２個。25. ダウンジャケット85着。26. ジャンパー133着。27. ダウンベスト４着。28. ブーツ186足。29. ブーツ２袋。30. ブーツ１箱。31. パーカー1045着。32. トレーナー10着。33. クルーネックシャツ34着。34. スウェットズボン78着「以上受還付人・益顯」

横須賀区検察庁検察官
平成28年検第284号遺失物横領被疑事件（平成28年領第85号）　1. 現金478,000円。2. 封筒１枚。3. 手紙１通。4. 新聞２部。5. ビニール袋１枚。6. 粘着テープ１片

宇都宮地方検察庁大田原支部検察官
平成28年検第200025号自動車運転過失傷害、道路交通法違反被疑事件（平成28年領第10号）　1. 現金130,000円。2. メモ紙２枚。3. 手帳１冊。4. 領収書１枚。5. 空き缶７本

大阪地方検察庁検察官
平成25年検第21127・21128号建造物侵入、窃盗被告事件（平成25年領第8997号）　1. iTuneカード等在中のレジ袋１袋。2. iTuneカード等在中の箱１箱
平成28年検第1482号覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反被疑事件（平成28年領第561号）　1. ポリ袋１袋。2. 封筒６袋と１束と62枚。3. 領収書１通と１枚。4. 紙袋１袋。5. ポリ袋片17片。6. メモ紙１枚。7. アタッシュケース１個。8. 覚せい剤結晶２袋と１個。9. チューブ２本と１個。10. ストロー１本。11. ストロー片１本と１片。12. 錠剤３シート。13. 向精神薬錠剤145錠。14. ポリ袋入り粉末１袋。15. クリアケース１個。16. 紙封筒入りポリ袋１袋。17. ポリ袋入り眼鏡拭き１パック。18. ポリ袋入りポリケース１パック。19. 紙片７枚。20. ケタミン１袋と１個。21. ポリ袋入り注